



新型コロナウイルス（ルワンダ政府による規制措置：11月12日発表）

11月12日（金）、ルワンダ政府は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の変更を発表しました。本措置は11月15日（月）から12月14日（火）まで有効。概要は以下のとおりです。

【主な変更点】

- 対面での会合や会議は、会場収容人数の75%を超えてはならない。
- 公共交通機関（バス）については、満席の場合、立ち乗りは50%まで可能。
- 宗教施設は最大収容人数の75%を超えてはならない。

【概要】

- 1 午前0時から午前4時は外出禁止。すべてのビジネスの営業は午後11時までとする。
- 2 ワクチン接種済みの到着者は、到着時におけるホテル隔離は不要。ただし、すべての到着者は到着時にPCR検査の受検が必要。
- 3 キガリ国際空港における到着者及び出発者は出発前72時間以内に取得したPCR陰性証明の提出が必要。
- 4 官公庁での出勤率は75%までとし、その他の職員は在宅勤務を継続する。
- 5 民間セクターは通常営業を継続するも、新型コロナ予防措置を遵守する。
- 6 会合及び会議は会場収容人数の75%を超えてはならない。すべての参加者は会議前72時間以内に取得した新型コロナ検査の陰性証明が必要。
- 7 公共交通機関（バス）は、満席の場合、立ち乗りは50%まで可能。バス会社は乗客のソーシャルディスタンスを確保し、換気のため窓を開放する。
- 8 バイクタクシー及び自転車による乗客の輸送を許可する。
- 9 レストラン及びカフェは収容人数50%までで営業を再開する。屋外席のあるレストランは収容人数75%までの営業を可とする。
- 10 バーは段階的に再開する。
- 11 レクリエーション、エンターテイメント等の会場（注：ダンスクラブ、ライブミュージック等）やキガリ市内における集会を伴うイベントは、収容人数最大50%とし、参加者はワクチン接種済み及び新型コロナの検査済みであることを要する。
- 12 宗教施設は収容人数の75%を超えてはならない。
- 13 旅行業は新型コロナ予防措置を遵守のもとで継続。ホテル、ツアー会社、交通サービスを含む。
- 14 個人競技、または接触のない屋外スポーツは許可。
- 15 ジム及びフィットネス・センターは段階的に再開。
- 16 プール、マッサージ、サウナは段階的に再開する。利用者はワクチン接種済みであること（18歳以下を除く）かつ72時間以内に取得した新型コロナ陰性証明が必要
- 17 通夜は一度に30人を超えてはならず、葬儀参列は50人を超えてはならない。
- 18 結婚式は許可。家庭における行事は50人を超えてはならず、自治体に届け出なければならない。訪問客は行事前72時間以内に取得した陰性証明が必要。
- 19 許可を受けたイベント会場において開催される行事は収容人数の50%を超えてはならない。すべての来場者はイベント開催前72時間以内に取得したコロナ陰性証明が必要なほか、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い、マスクの着用が求められる。

20 遊戯活動（注：カジノ等）は段階的に再開する。

市民は本件措置の遵守、ソーシャルディスタンス、マスク着用、手洗い励行を必ず行うこと。本件措置非遵守は罰に処すものとする。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

緊急時の連絡は、下記連絡先までお願いいたします。

在ルワンダ日本国大使館

領事班（福元・笹尾・木全）

+250-25-250-0884

https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html